



# 気になるこの用語

第8回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

松尾 保美 Matsuo Yasumi 特定非営利活動(NPO)法人消費者情報ネット副理事長・生損保研究会ぐらーぶ31代表

1993年に生損保研究会ぐらーぶ31を設立し、現在も活動を継続中。大阪府金融広報アドバイザー。適格消費者団体特定非営利活動(NPO)法人ひょうご消費者ネット理事。

## 転換契約

「生命保険の営業職員から、『加入している終身保険が保険料支払満了時期を迎えるので医療保障がなくなる。引受基準緩和型の医療保険なら簡単な告知で保険料も安く加入できる』と勧められ契約したが、契約後、保障内容をよく見ると終身保険の死亡保障が半額になっていた」といった相談があります。「転換契約」のようですが、このように消費者が内容をよく確認しないまま契約に至るケースがあるようです。転換契約について教えてください。

### ① 転換契約とは

現在加入している生命保険を下取りに出し、その積立部分(転換価格)を新契約の一部分に一時払い保険料として充当するのが転換契約です。同じ保険会社の保険商品でなければ転換契約を行うことはできません。転換には4つの方式があります。どの方式を選ぶかによって、転換後の契約に支払う保険料や解約返戻金などに差が生じます。

### ② 4つの転換方式

#### ① 基本転換方式

転換後の主契約(更新がない積立部分)に転換価格が充当されます(図)。次の②、③に比べ保険料は高くなりますが、転換前の契約で積み立てた金額は転換後の契約の積立金として引き継がれます。解約返戻金は②、③に比べ多くなります。

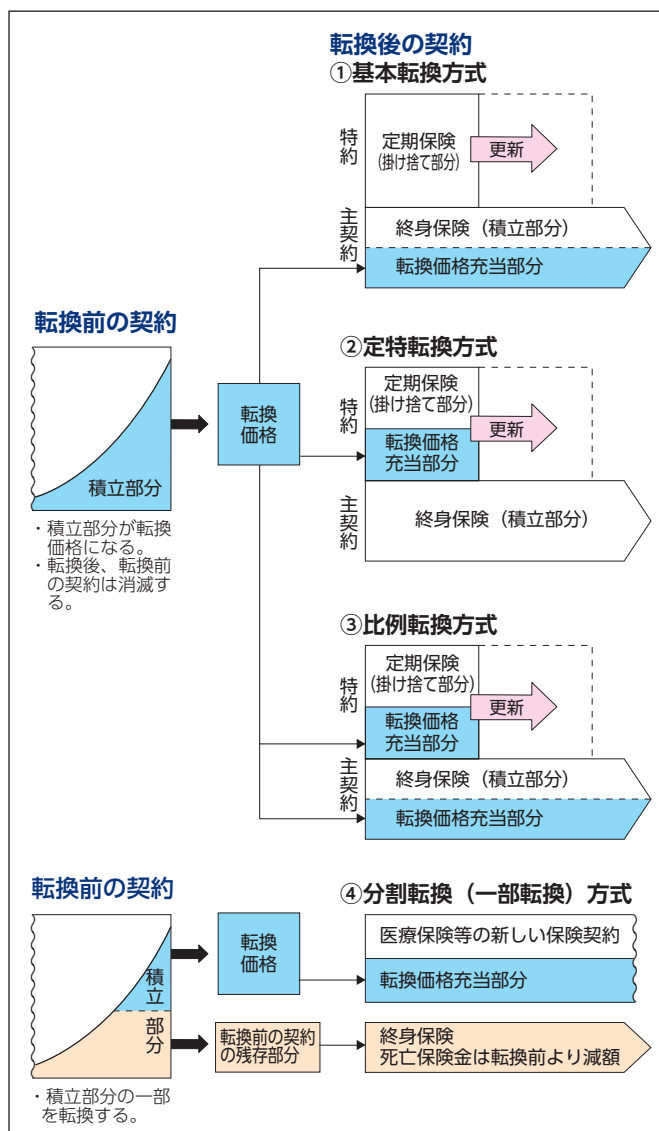
#### ② 定特転換方式(定期保険特約転換方式)

転換後の契約の特約部分に転換価格が充当されます(図)。特約の保険料は掛け捨てのため、転換前の契約で積み立てた金額(転換価格)を使い切ることになります。特約に更新がある場合、転換後から更新までの保険料は①に比べ安くなりますが、更新後は転換価格の充当がないため、かなり高くなります。当方式は、転換契約を行う前に更新後の保険料を必ず確認することが重要です。

#### ③ 比例転換方式

転換価格を転換後の主契約の積立部分と特約の掛け捨て部分に分散して充当する方法です(図)。どのぐらいの割合で充当するのかに

図 4つの転換方式





よって、転換後の保険料は変わります。②と同様に更新後の保険料の確認が必要です。

#### ④分割転換（一部転換）方式

“転換方式”という、前記の①、②、③が主に挙げられ、いずれも転換前の契約は消滅します。しかし、分割転換方式の場合は元々の契約の一部分を転換価格として利用し、新しい保険契約に充当するため、転換前の契約は残りませんが保障額は減ります(図)。

冒頭の事例は、④「分割転換方式」による転換契約です。終身保険の積立部分である死亡保障を50%カットし、それを転換価格として保険料が掛け捨てになる引受基準緩和型医療保険に充当したのです。よって、転換前の終身保険は残っていますが、死亡保障額は半額になってしまったのです。

なお、「保険料も安く加入できる」と勧誘されていますが、転換した引受基準緩和型医療保険の場合、今までコツコツと積み立てたもの(終身保険の死亡保障部分)を一時払い保険料として先払いしているため、実際に安くなったわけではありません。むしろ引受基準緩和型医療保険の保険料は一般的な医療保険より割高になります\*1。それに加え、転換前の契約より予定利率\*2が下がっている場合、保険料はもっと高くなります。

また、「医療保障がなくなる」という点にも問題があります。保険料支払満了後、終身保険の死亡保障は続き、医療関連等の特約は終わりますが、特約保険料を支払えば健康告知なしで80歳まで医療関連の特約を継続できるものが多いのです。引受基準緩和型医療保険の「契約してから1年間は保障金額50%」の保障額削減規定もありません\*1。



## 保険会社の情報提供義務

事例のような転換契約のトラブルを防ぐため、保険会社は転換契約を勧める際、転換以外にも保障の見直し方法があることや、転換前と転換後の契約の保険種類、保険金額、保障期間、保険料の内訳等の重要事項を比較できる書面を交付し、説明する義務を保険業法施行規則第227条の2第3項9号等で課しています。そして、予定利率が下がる場合など、加入者が転換契約で不利益になる可能性について保険会社は説明しなければなりません。



### 最近よく耳にする「先進医療特約」について教えてください。

「先進医療」とは、高度な医療技術を用いた治療法等のうち、有効性や安全性について一定の基準を満たし、厚生労働省が「先進医療」として認可しているものです。「先進医療」の検査、投薬、入院料は公的医療保険の対象ですが、技術料は対象外で全額患者負担です。その負担相当額を所定の限度額の範囲内で給付金を受け取れるのが先進医療特約です。しかし、次の給付要件を満たしていなければなりません。

#### ・給付要件

①「先進医療」は定期的に改定されます。治療、手術を受ける時点で、厚生労働省が認可している先進医療が給付対象になります。認可されている先進医療は厚生労働省のホームページに掲載されています\*3。

②先進医療を受ける医療機関も厚生労働省に先進医療が行える医療機関として認可されていなければなりません\*4。

\*1 第7回「気になるこの用語」参考 [http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201903\\_09.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201903_09.pdf)

\*2 保険契約者が支払う保険料は、「予定死亡率」「予定事業費率(事業運営に必要な経費)」そして「予定利率」を基に計算されている。保険会社は、有価証券投資や貸し付けなどによる運用収益をあらかじめ見込み、保険料の割引率を決めている。その割引率に当たるのが予定利率である。株価や市場金利等によって変化し、バブル経済が弾けた1991年頃から予定利率は引き下げが続く同様に保障内容、同年齢の契約であっても、予定利率が下がるほど保険料は高くなる。よって転換契約の場合は予定利率にも注意する必要がある。

\*3 <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan03.html>

\*4 <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html>